

## 第5章 税金 (国や市などに払うお金)

日本で働いた人、住んでいる人、買いものをした人などは、国や県、市などに「税金」を払います。

国などは集まった「税金」をみなさんの生活のために使います。「税金」について、わからないときは、市役所の税務課や税務署に相談してください。

三木市役所 税務課 ☎0794-82-2000

三木税務署 ☎0794-82-0501 (自動音声で案内します。)

〒673-0403 三木市末広1丁目9-10



### 1 所得税 (国に払う税金)

働いてもらった給料など、自分に入ったお金がある人が払います。いくら払うかは、1月1日から12月31日までの1年間にももらった給料などで決まります。

外国で働いて、もらった給料がある人は、市役所の税務課や税務署に相談してください。

#### ○ 払い方①

毎月、会社などが払います。(この払い方を源泉徴収といいます。)

あなたの給料から税金を引いて払います。

1月から11月までに払った税金が多すぎたり少なすぎたりしないか、12月に計算します。(これを年末調整といいます。)

多すぎた場合は、その税金を12月の給料に足して返します。税金をいくら払ったかは、会社から毎月もらう「給与明細」という紙や、会社から次の年の1月31日までにももらう「給与所得の源泉徴収票」という紙に書いてあります。

#### ○ 払い方②

会社などの源泉徴収や年末調整(払い方①)をしていない人は、自分で書類を出します。(これを確定申告といいます。)

働いた年の次の年の2月16日から3月15日の間に、税務署に書類を出します。コンビニエンスストアや銀行、郵便局などで払います。

国へ帰る人は、日本を出る前に確定申告(払い方②)をします。税務署に相談してください。

○ **所得税**が少なくなる人

次つぎの人ひとは、税金ぜいきんが少なくなるすくことがあります。年末調整ねんまつちようせい（払い方①）や確定申告かくていしんこく（払い方②）のとき、会社かいしゃや税務署ぜいむしょなどに知らせます。

- ・家族かぞくの中に、給料きゅうりようが少ない妻つまや夫おと、16歳さいじゅう以上のこども、年としをとった父ちちや母ははがひといる人
- ・自分じぶんや家族かぞくの健康保険けんこうほけん（P14）、国民年金こくみんねんきん（P17）、厚生年金保険こうせいねんきんほけん（P18）のひとお金かねを払った人
- ・いろいろな保険ほけん（生命保険せいめいほけんや医療保険いりようほけんなど）のお金かねを払った人
- ・自分じぶんや家族かぞくの病気びょうきなどで、1月1日がついちから12月31日がつにちまでの1年間ねんかんに多くのお金かねを払った人

2 **住民税**（県けんや市しなどに払う税金はら ぜいきん）

1月1日がついちに日本にほんに住じゅうしよ所はたらがあつて、働ひといている人はらが払はらいます。いくら払はらうかは、前まえの年としの1月1日がついちから12月31日がつにちにもらった給料きゅうりようなどで決きまります。

○ **払い方①**

毎月まいつき、会社かいしゃなどが払はらいます（この払い方はら かたを特別徴収とくべつちようしゆうといいます。）。

あなたあなたの給料きゅうりようから税金ぜいきんを引ひいて払はらいます。いくら払はらったかは、会社かいしゃから毎月まいつきもらう「給与明細きゅうよめいさい」という紙かみに書かいてあります。

○ **払い方②**

会社かいしゃなどの特別徴収とくべつちようしゆう（払い方①）をしていない人ひとは自分じぶんで払はらいます。

- ・「住民税じゅうみんぜいを払はらってください。」という手紙てがみが、市役所しやくしょから6月がつにあなたあなたの家に届いきます。
- ・手紙てがみに書かかれている税額ぜいがくを、市役所しやくしょ、コンビニエンスストアこんびにえんすすとあ、銀行ぎんこう、郵便局ゆうびんきょくなどで払はらいます。
- ・手紙てがみのバーコードばーこーどから、スマートフォンアプリすまーとふおんあぷりやクレジットカードくれじっとかーどで払はらうこともできます。
- ・いつまでいつまでに払はらうかは、手紙てがみに書かいてあります。



○ **国へ帰る人**は、次つぎのどちらかはらで払はらいます。

- ・会社かいしゃなどの特別徴収とくべつちようしゆう（払い方①）で、帰かえる前まえに全部ぜんぶ払はらいます。
- ・あなたあなたの代わりかに払はらう人ひとを決きめて、帰かえる前まえに市役所しやくしょの税務課ぜいむかに知らせます。

### 3 消費税

物を買ったときやサービスを受けたとき、そのお金と一緒に8%か10%の税金を払います。

スーパーなどの店で買う食べ物や飲み物（酒以外） 8%

スーパーなどで買う酒、レストランで食べたり飲んだりする物 10%

それ以外の物やサービス 10%



### 4 車を持っている人が払う税金

#### 4-1 自動車税/軽自動車税

##### (1) 自動車税/軽自動車税環境性能割

自動車や軽自動車を買ったとき、車のお金と一緒に店で払うことが多いです。いくら払うかは、買った車の種類などで決まります。

##### (2) 自動車税/軽自動車税種別割

毎年4月1日に自分の車を持っている人が払います。

排気量が660ccより多い車は「自動車税種別割」、660ccより少ない車は「軽自動車税種別割」を払います。

いくら払うか書いてある手紙が、4月から5月ごろに住んでいる市や県からあなたの家に届きます。いくら払うかは、車の種類などで決まります。

コンビニエンスストアや銀行、郵便局などで（手紙に書いてある日までに）払います。

#### 4-2 自動車重量税

車が安全に運転できるかどうか調べる「車検」などをするとき払います。いくら払うかは、車の重さなどで決まります。

### 5 固定資産税

毎年1月1日に、次のものを持っている人が払います。

#### ・土地

#### ・家屋（家やアパート、マンション、ビル、店などの建物）

#### ・償却資産（仕事に使う機械、道具、車、船、ヘリコプターなど）

いくら払うか書いてある手紙が、4月から5月ごろに市からあなたの家に届きます。いくら払うかは、手紙に書いてあります。

銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどで払います。

